

JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会)

JECFA は、FAO と WHO によって運営される国際的かつ独立した科学的専門委員会である。1956 年に食品添加物の安全性を評価するために設置された。その後、食品中の汚染物質、天然毒素、残留動物用医薬品（薬理作用のある飼料・飲水添加物を含む）が評価対象に加えられた。JECFA は、リスク評価を実施し、科学的助言を FAO, WHO, その加盟国及び Codex に提供する。国際的に認識された専門家（主に政府内の科学者）が、個人の科学者として参加し、所属機関や国は代表しない。通常年に 2 回開催され、食品添加物（香料と加工助剤を含む）・食品中の汚染物質（天然毒素を含む）の評価か、残留動物用医薬品の評価のいずれかが議題となる。分野によってそれぞれの専門家が参加する。

JECFA は以下について評価する。

① 食品添加物・汚染物質及び畜産物中の残留動物用医薬品の安全評価とリスク評価

毒性データを評価。WHO パネルが実施。意図的に食品に使用される物質については許容一日摂取量(Acceptable Daily Intake, ADI)、非意図的に食品に存在する物質については暫定耐容一日（一週間・一か月）摂取量 (Provisional Tolerable Daily (Weekly, Monthly) Intake, PT(W,M)DI) を推定する。急性毒性のある物質には急性参考容量 (Acute Reference Dose, ARfD) を推定する。

② 経口暴露評価

食品添加物・香料・汚染物質・残留動物用医薬品について、実施しているが、それぞれ異なる方法が使われている。汚染物質の場合、CCCF の電子作業部会が実施する場合も近年は増えてきた。

③ 食品添加物の仕様書

食品添加物について、分析法、不純物の上限などを決定する。FAO パネルが実施。

④ 残留動物用医薬品の基準値

動物代謝試験や使用基準に則った家畜残留試験を評価し、基準値の対象となる残留物の定義を決定し、基準値案を CCRVDF (別項参照) に勧告する。JMPR とは異なり、暴露推定量が ADI を超過しないように、休薬期間の延長を検討したりもする。経口暴露評価のためには総残留濃度 (Total residue) を用いるので、過大評価となる。

JECFA の評価は以下の文書で公表され、それぞれ FAO, WHO のウェブサイトから無料でダウンロードできる。

—Full JECFA Meeting Reports (WHO Technical Reports Series)

—Compendia of FAO Food Additive Specifications (FAO JECFA Monograph Series)

—Veterinary Drug Residue Monographs (FAO JECFA Monograph Series)

—Toxicological Monographs (WHO Food Additive Series)

(山田 友紀子)